

平成28年度全国家庭教育支援研究協議会

訪問型家庭教育支援の取組について

～参照資料～



< コーディネーター >

一般社団法人 家庭教育支援センター ペアレンツキャンプ

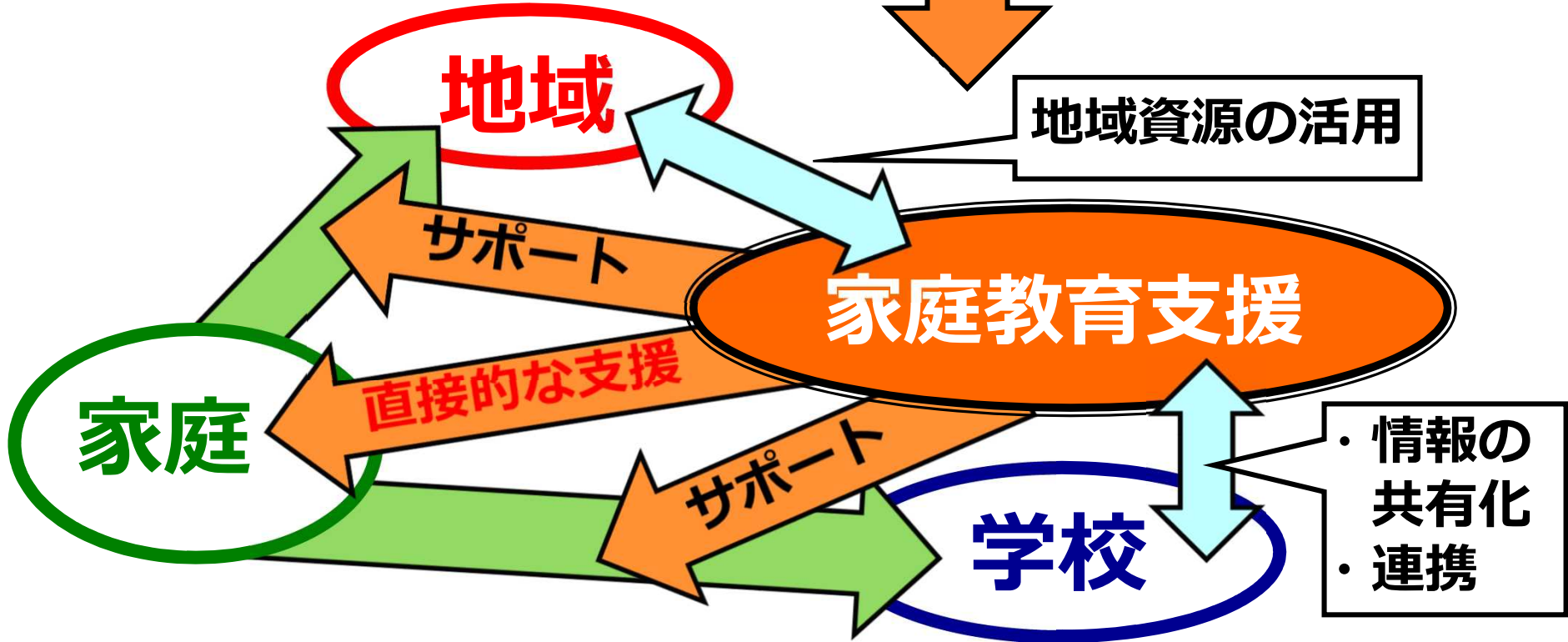
代表理事 水野達朗

なぜ訪問型支援が求められているのか？

現状抱えている課題

- 地域における市民同士の関係性の希薄化
- 核家族化に伴い、家庭教育の情報不足・情報過多
- 父母世代と祖父母世代の価値観の確執
- 親が学校に求める要求の質が高い（社会性育成機能の補填）

家庭、学校、地域それぞれが孤立化
特に教育の最小単位の家庭の孤立化は危機的状況



なぜ訪問型支援が求められているのか？

参加型の家庭教育支援とは

～具体例～

- 家庭教育学級
- 家庭教育講座
- 子育てサロン
- 親子体験学習

等

～目的～

- 家庭教育の学習機会の創出
- 家庭を地域等のコミュニティにつなげる
- 家庭教育の情報提供

参加型の家庭教育支援は保護者が能動的に参加する必要があるため、近年課題が指摘されるようになってきました。

課題

- 参加者が少ない。特に参加してもらいたい保護者が参加してくれない。
(家庭教育で悩んでいる、課題を抱えている保護者)



参加してくれない保護者に対しては訪問型支援が効果的です。

訪問型家庭教育支援による取組

支援員が
家庭へ訪問す
ることで信頼
関係を構築

訪問時に
家庭教育支援
の情報提供、
関係機関への
橋渡し

参加型の家庭教育支援





セミナータイ
プやサロント
イプへの参加

地域や子育て
コミュニティで
交流、主体的に
家庭教育の学び
に参加

子育て経験者として支援する側にまわる
(循環型支援)



訪問型家庭教育支援の類型化に係るイメージ図

<p>全ての家庭対象</p>  <p>全ての家庭</p>	<p>不登校対象 非行対象</p>  <p>全ての家庭</p> <p>ネグレクト対象 育児不安対象</p>	<p>中1保護者対象</p>  <p>全ての家庭</p> <p>小1保護者対象</p>	 <p>各エリアごとのメニュー</p> <p>全ての家庭</p>
<p>ユニバーサル型</p>	<p>ターゲット型</p>	<p>ベルト型</p>	<p>エリア型</p>
<p>「面」の支援</p>	<p>「点」の支援</p>	<p>「帯」の支援</p>	<p>「区」の支援</p>
<p>全戸訪問（全ての家庭を訪問の対象とする）を行う。</p>	<p>具体的な課題を抱える家庭を訪問の対象とする。</p>	<p>対象年齢を限って全戸訪問を行う。</p>	<p>地域ごとの特徴に応じた訪問支援のメニューを設定する。</p>
<p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 全戸訪問のため保護者に受け入れられやすい。 問題の未然防止、早期発見につながりやすい。 	<p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭の問題状況に応じた支援ができる。 課題が明確で訪問支援員の専門性を発揮しやすい。 	<p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象年齢の家庭にはユニバーサル型支援のメリットを活かせる。 相談内容の事前想定が容易。 乳幼児健診のように支援対象者別のスクリーニングが可能。 	<p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体内の実態調査の結果等のデータを活用し実状に応じた支援が行いやすい。
<p>○デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな自治体で行う場合の財政的負担、訪問支援員の確保が課題。 	<p>○デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 受入れ側に具体的な課題がないと動きにくい。 問題解決型の支援になりがちで、家庭教育支援の領域での対応が難しい。 	<p>○デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる年齢が限定される。 必要に応じて継続的支援につなげる体制が求められる。 	<p>○デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象地域の受入れ体制を構築する必要がある。 支援メニューを個別に設定することが必要。
<p>○先行事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 和歌山県湯浅町 等 	<p>○先行事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 大分県別府市 等 	<p>○先行事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府大東市 等 	<p>※都道府県内の特定の自治体で実施、市町村内の特定の校区で実施（英国では、剥奪指標〔地域の貧困の水準を指標化したもの〕を用いたエリアマップを作成して関係者が共有することで地域の特性に応じた支援を展開している）</p>